

<令和3年4月1日以降の届出時期の例>

例1)

- ① 令和3年5月に「新規」で基準回数以上のケアプランを作成
- ② 「①」以降、ケアプランの変更はなく、令和4年10月に認定更新し、「更新」で、引き続き基準回数以上のケアプランを作成した場合

R3年 5月	R3年 6月	～	R4年 6月	～	R4年 10月	R4年 11月
新規 プラン 作成 ①	①のプラ ンを届出	～	①のプランを届出 ただし、ケアプラ ン第6票、第7票 はR4年5月のもの (※1)	～	更新 プラン 作成 ②	②のプラ ンを届出  (※2)

(※1) 令和3年6月にケアプランを一度、届出ているが、引き続き基準回数以上の訪問介護を位置付けている場合は、1年後の令和4年6月に再度、届出が必要。

(※2) 令和4年6月の届出から1年経過していないが、ケアプランを「更新」や「変更」し、基準回数以上の訪問介護を位置付けている場合は、その都度届出が必要。

例2)

- ① 令和3年5月に「計画変更」で基準回数以上のケアプランを作成
- ② 令和3年10月に認定更新し、「更新」で、引き続き基準回数以上のケアプランを作成。以降、ケアプランの変更がない場合

R3年 5月	R3年 6月	～	R3年 10月	R3年 11月	～	R4年 11月
計画変更 プラン 作成 ①	①のプラ ンを届出	～	更新 プラン 作成 ②	②のプラ ンを届出  (※3)	～	②のプランを届出 ただし、ケアプラ ン第6票、第7票は R4年10月のもの (※4)

(※3) 令和3年6月の届出から1年経過していないが、ケアプランを「更新」や「変更」し、基準回数以上の訪問介護を位置付けている場合は、その都度届出が必要。

(※4) 令和3年11月にケアプランを一度、届出ているが、引き続き基準回数以上の訪問介護を位置付けている場合は、1年後の令和4年11月に再度、届出が必要。